各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (韓国産エゴマのパクロブトラゾール、ベトナム産バナナのジノテフラン並びにオーストラ リア産ボラの卵及びトリュフのアルドリン及びディルドリン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年8月10日付け薬生食輸発0810第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき 実施しているところである。

今般、韓国産エゴマのパクロブトラゾールについて、検査命令を解除したことから、 令和5年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応 することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、ベトナム産バナナのジノテフランについてモニタリング通知の別表第3から削除する。

さらに、食品、添加物等の規格基準を踏まえ、オーストラリア産ボラの卵及びトリュフに係るモニタリング検査項目を「ディルドリン」から「アルドリン及びディルドリン」に変更し、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3を下記のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

記

検査強化	対象国	対象品目	検査項目	製造者、製造所、
日	・地域			輸出者及び包装者
令和5年	韓国	エゴマ及びその加工品(簡	残留農薬(パクロブト	
8月14日		易な加工に限る。)	ラゾール)	
令和3年	オースト	ボラの卵及びその加工品	残留農薬(アルドリン	SUPAFIN SEAFOODS
11月5日	ラリア	(簡易な加工に限る。)	及びディルドリン)	PTY LTD
令和5年		トリュフ及びその加工品	残留農薬(アルドリン	BELOW & ABOVE
8月9日		(簡易な加工に限る。)	及びディルドリン)	